

●香川県告示第75号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により提出された特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

平成23年3月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名又は名称並びに代表者の氏名

東かがわ市引田2661番地26 野網 敏

東かがわ市引田2695番地 網本 正司

2 同意を得た加入区の名称及び漁業区分

2号引田区域

小型定置漁業であって5及び6に掲げる漁業（たい、さわら柵網漁業並びに大型定置漁業、あじ、さば角網漁業及びたい、さわら柵網漁業以外の小型定置漁業（あじ、さば角網漁業を営む者が営むものに限る。））以外の漁業